

第3章 基本方針

3-1 地球温暖化に係る三鷹市の課題

第3期計画までの着実な取り組みを踏襲しつつ、第4期計画においては、国の掲げる削減目標に見合った高い削減目標を設定し、温室効果ガス削減の取り組みをより一層進めていく必要があります。

一方で、この取り組みは市民の安全・安心な暮らし、にぎわいや活気あるまちづくりといった、より良い未来につなげるために推進されるものであり、市民活動や経済活動との調和を図ることが重要です。さらに、経済活動を維持しながら温室効果ガス削減を進めるには、世界レベルでの技術革新が不可欠であり、今後の国によるイノベーション支援の取り組みにも期待するところです。

第2章の「三鷹市のこれまでの取り組みと評価」を踏まえ、三鷹市が温室効果ガス削減の目標を達成するための課題を次のように整理します。

(1) 市全域における温室効果ガス削減のための課題

市全域における温室効果ガスの排出は業務及び家庭由来が大半であり、その内訳として電気の使用による排出量が多いことが特徴です。また、業務用冷凍空調機器やエアコンの使用、廃棄物の処理等に由来する二酸化炭素以外のガスの排出量も増加傾向にあります。

すなわち、地球温暖化対策の推進は、私たちのライフスタイルと密接な関係があることを意味しています。

したがって、市全域の温室効果ガスを削減するためには、家庭及び業務からの排出量削減に重点を置き推進していく必要があります。市民及び事業者は、地球温暖化の問題を主体的に認識し、自ら率先して行動していくことが課題です。また、市は市民及び事業者へのモデルとなる革新的、模範的な取り組みを推進し、削減モデルの展開や活動支援を図ることが課題です。

さらに市民、事業者、市が協働しながら取り組みを進めていくことが重要です。

また、各主体において、これら削減に向けた取り組みを進めても、経済活動を維持するうえでは、相応のエネルギー使用は避けられません。広く市民が利用する一般電気事業者の排出係数低減は、基本的には国による課題として認識しており、市全域の温室効果ガス排出量削減も、そこに大きく依存することになります。

(2) 市の事務及び事業の温室効果ガス削減のための課題

市の事務及び事業においては、基準年度に対して温室効果ガスの排出量は減少していますが、目標達成には至っていません。

「三鷹市公共施設等総合管理計画」によれば、市民一人あたりの公共建築物延床面積は多摩地区26市や区部より低い1.69㎡/人となっており、市民の皆さまにご理解いただきながら、無駄の少ないコンパクトな運用を行っています。一方で、築年別にみると、市に

おいては、昭和 40 年代から昭和 50 年代にかけて、多くの公共建築物が集中的に建設されました。そのピークは、昭和 46 (1971) 年、昭和 48 (1973) 年で、すでに築 50 年を超えています。市では段階的に施設の更新や改修に取り組んでいますが、既存の設備の老朽化が進み、エネルギー効率が低下している可能性があります。施設の老朽化は、太陽光発電設備等の導入も困難にしています。

また、一般電気事業者における電力の排出係数は依然として高止まりしている状況です。

したがって、市の事務及び事業の温室効果ガスを削減するためには、公共施設における改修や設備の更新に合わせ、省エネルギー設備の優先的な導入や再生可能エネルギーの利用を引き続き進める等、より一層の電気使用量等の削減等、省資源・省エネルギーの取り組みを進めていく必要があります。

また、温室効果ガスを削減する一つの方法として、排出係数の低い電気事業者からの電力調達を進めることを検討していくとともに、排出係数を引き下げる取り組みを進めるよう、機会を捉え国等に要望していく必要があります。

3-2 取り組みの基本方針

地球温暖化に係る三鷹市の課題に対応するため、以下の方針に基づく温室効果ガスの削減策の展開を図ります。

(1) 家庭における省エネの着実な推進

意識啓発や家庭における省エネ行動を促すための取り組みや情報提供等ソフト面での対応を引き続き進めるとともに、エネルギー消費の見える化や再エネ・省エネ設備の導入を促進するための取り組み等ハード面での対応を進め、家庭における省エネ型のライフスタイルの浸透を図ります。

(2) 国・都の施策と連動した事業者等対策の推進

市全域から排出される温室効果ガスの約4割を占める民生部門（業務）の削減は、今後三鷹市の大きな課題の一つとなります。国や都においては、事業所ビルや中小事業者等を主な対象とする先進的な施策を展開しています。事業者は、これら施策の積極的な利用を図るなど、省エネ型の事業活動を推進していきます。市は、これら国や都の先進的な施策との連携を図りながら、特に中小事業者において、意識啓発等のソフト面や、設備機器・建物等のハード面の取り組みに繋がるような補助制度に関する情報提供を行うとともに、支援策についても検討を進めていきます。

(3) 市の率直的な対策の推進

これまで一定の成果を挙げてきた各種環境マネジメントシステムによる省資源・省エネルギーの取り組みをより一層進めていきます。

公共施設や設備の更新や改修の際には、国や東京都の補助制度等の活用を検討しつつ、再エネの導入やエネルギー効率の高い設備への更新等、率直的な対策を検討するとともに、市民や事業者に対する省エネの意識醸成が図られるような設備の導入、運用及び啓発を進めます。

(4) 実効性のある対策の推進

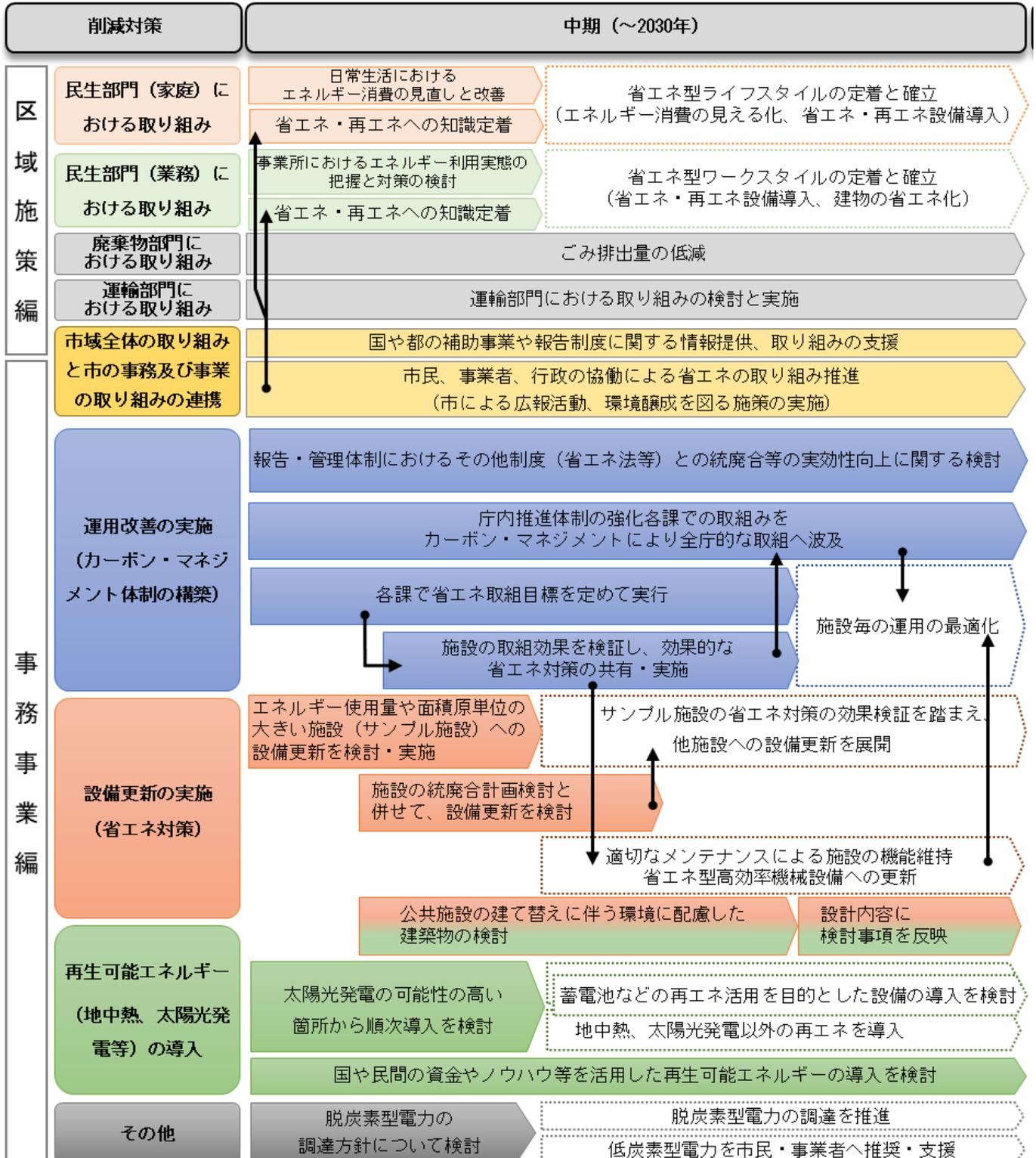
市全域から排出される温室効果ガスの排出特性を踏まえ、脱炭素社会への歩みを見据えた上で戦略的な目標設定を図り、ターゲットを明確化した実効性のある対策を展開します。実行性のある対策の展開にあたっては、まず模範となるべき市の事務及び事業について、三鷹市独自の環境マネジメントシステム「みたか E-Smart」のPDCAサイクルを運用して推進していきます。

また、市においては電気による温室効果ガスの排出割合が大きいことから、温室効果ガス削減の取り組みの一つとして、排出係数の低い脱炭素型の電力調達を検討を進める等、より一層の温室効果ガス排出量の削減に努めます。

3-3 計画達成に向けたロードマップ

計画の達成に向け、前項の基本方針に従いながら、以下のような道筋を立てて、取り組みを進めていきます。

図 計画達成に向けたロードマップ



長期（～2050年）

環境に配慮したライフスタイル

全てのビルをゼロエミッションビル化
環境に配慮した事業活動の実施

ごみ・資源の循環利用の実現

ゼロカーボンシティの実現

使用エネルギーを100%脱炭素化

革新的な脱炭素技術の導入

再生可能エネルギーの導入

市全域での脱炭素型電力の導入

特にゼロカーボンシティの実現に向けては、市が率先垂範するものとして次の施策の実現を目指します。

検討

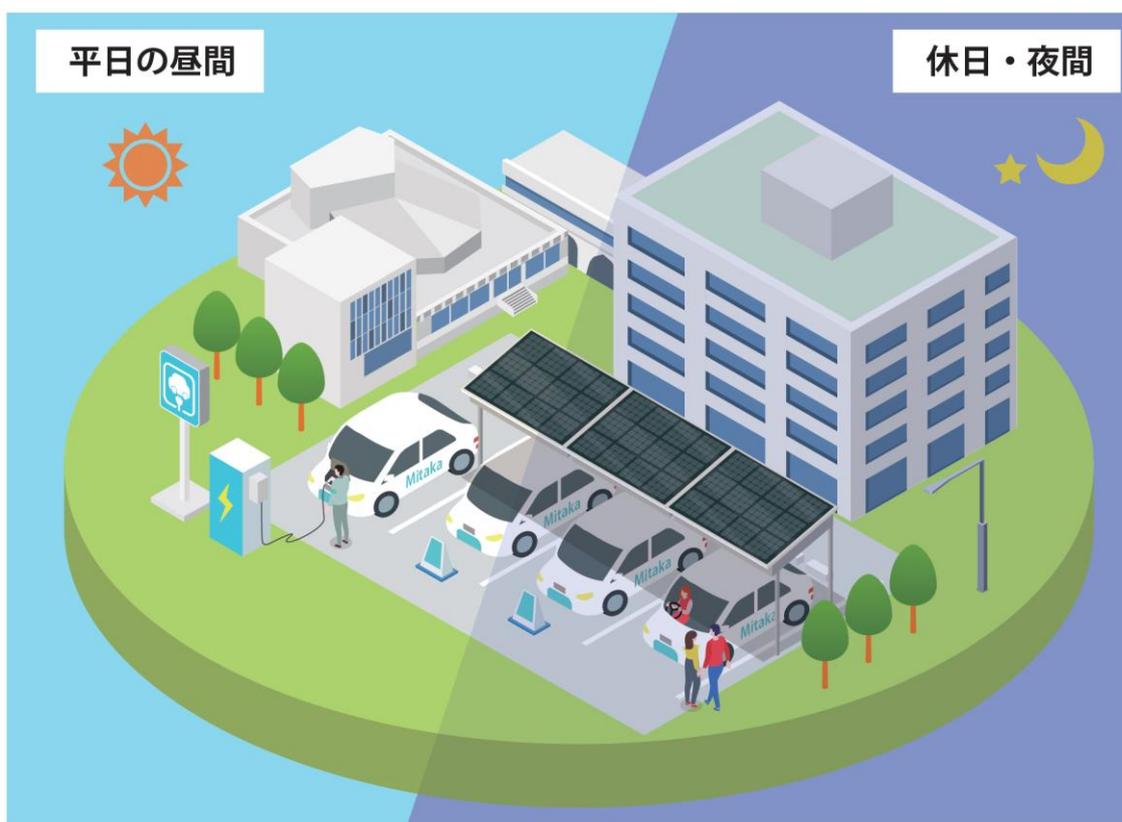
1

『公用車を活用したEVカーシェアリング』

EVを公用車に導入して、平日の昼間は公用車として利用し、休日や夜間は市民や事業者が利用できる、カーシェアリング事業に活用する取り組みです。

ソーラーカーポートの設置など、再エネ電力で充電することにより自動車利用による二酸化炭素排出ゼロを目指します。

これらの取り組みがEVや太陽光発電設備、蓄電池導入のモデルのひとつとなり、市民や事業者に広く展開されるよう、検討します。



『市域で使う再エネ電源の確保』

市域で使うエネルギーを再生可能エネルギーで賄うため、公共施設や事業所、住宅などに太陽光発電設備等の導入を進めます。また、地域間連携を図り、太陽光発電所やバイオマス発電所など、市域外の再エネ電力を調達する仕組みの導入などを検討します。

さらに、燃やせるごみの焼却時に発生する熱を回収し、発電する電力の市域での活用についても検討します。



ブロックチェーン技術を活用した電力トラッキングシステムにより、電力需要が多い都市部に、地方で発電した再エネ電気を調達してくる仕組みが始まっています。

エネルギー需要に対して、再エネ導入ポテンシャルが少ないことが、本市の課題であることから、地域間連携による再エネ調達等の仕組みを検討します。

このような取り組みを行うことで、ゼロカーボンのみならず、地域間連携による地方との交流事業の活性化などのメリットが期待されます。

検討
3

『自治体新電力を活用した電力の脱炭素化』

エネルギーの地産地消やエネルギー資金の地域内循環などの実現を目的に、自治体新電力の設立を検討します。

市内の太陽光電力や廃棄物発電電力、市域外再エネ電力を活用し、電力の脱炭素化を目指すとともに、その収益で電力料金の低減や市内建築物への再エネ導入を加速するような、環境と経済の好循環を模索していきます。

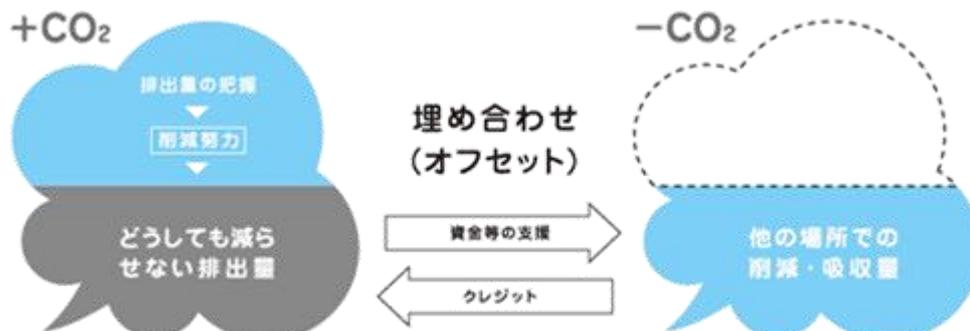


検討
4

『カーボンオフセット』

自分の温室効果ガス排出量のうち、どうしても削減できない量の全部または一部を他の場所での排出削減・吸収量でオフセット（埋め合わせ）することをいいます。

他の地域の森林整備や間伐などにより増大した二酸化炭素吸収量をクレジット化して、そのクレジットの購入等により埋め合わせる取り組みを検討します。



【出典】環境省 HP

第4章 区域施策編

4-1 三鷹市全域における温室効果ガスの排出状況

(1) 区域の温室効果ガスの現況推計

都全体、他市との比較も可能なオール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」による「温室効果ガス排出量算定手法に関する説明書（令和元（2019）年度）」をもとに算定した値を用います。

排出量に占める割合の高い二酸化炭素については、下表に示した方法で算定されています。

表 二酸化炭素排出量の算定対象とする部門と算定方法の概要

部門	電力・都市ガスの算定方法	電力・都市ガス以外のエネルギーの算定方法
産業	農業	都の燃料消費原単位に活動量（農家数）を乗じる。
	建設業	都の建設業燃料消費量を建築着工床面積で按分する。
	製造業	<ul style="list-style-type: none"> ■電力：「電力・都市ガス以外」と同様に算定する。 ■都市ガス：工業用供給量を計上し、発電用途は除外する。 都内製造業の業種別製造品出荷額当たり燃料消費量に当該区市の業種別製造品出荷額を乗じることにより算定する。
民生	家庭	<ul style="list-style-type: none"> ■電力：従量電灯、時間帯別電灯、深夜電力を推計し積算する。 ■都市ガス：家庭用都市ガス供給量を計上する。 LPG、灯油について、世帯当たり支出（単身世帯、二人以上世帯を考慮）に、単価、世帯数を乗じ計上する。 なお、LPG は都市ガスの非普及エリアを考慮する。
	業務	<ul style="list-style-type: none"> ■電力：市内総供給量のうち他の部門以外を計上する。 ■都市ガス：商業用、公務用、医療用を計上する。 都の建物用途別の床面積当たり燃料消費量に当該区市内の床面積を乗じることにより算出する。床面積は、都や各区市の統計書等を基に固定資産の統計、都の公有財産、国有財産から推計する。
運輸	自動車	— 都から提供される二酸化炭素排出量を基本とする。
	鉄道	鉄道会社別電力消費量より、乗降車人員別燃料消費原単位を計算し、市内乗降車人員数を乗じることにより推計する。 令和4（2022）年度現在、貨物の一部を除き、都内にディーゼル機関は殆どないため、算定しないものとする。
その他	一廃	— 廃棄物発生量を根拠に算定する。

【出典】オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」関連資料

(2) 温室効果ガス排出量の現状

① 温室効果ガス排出量の推移

市内の温室効果ガス排出量は、平成 25（2013）年度以降減少傾向にありましたが、平成 29（2017）年度以降は、微増もしくは横ばいとなっています。

温室効果ガス排出量のうち、二酸化炭素が 92%を占めています。

表 三鷹市内の温室効果ガス排出量の推移

【出典】オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」

温室効果ガス種別	平成 12年度	平成 13年度	平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	単位:千t-CO2		
																				令和 元年度	令和 2年度	
二酸化炭素 CO ₂	581	571	623	677	620	616	575	622	600	577	567	605	652	651	627	596	584	594	602	582	594	
メタン CH ₄	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
一酸化二窒素 N ₂ O	6	6	6	6	5	5	5	5	5	4	3	3	3	2	2	2	2	2	2	2	2	
ハイドロフルオ ロカーボン類 HFCs	6	6	7	7	7	6	5	13	15	17	19	20	23	30	34	36	40	45	48	51	53	
パーフルオロ カーボン類 PFCs	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
六ふっ化硫黄 SF ₆	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合計	-	595	585	637	691	633	629	587	641	621	600	591	629	678	685	664	636	627	643	654	636	651
東京都目標	増減率	-	-1.7%	7.1%	16.1%	6.4%	5.8%	-1.3%	7.8%	4.4%	0.8%	-0.7%	5.8%	14.0%	15.2%	11.6%	6.9%	5.4%	8.1%	9.9%	7.0%	9.4%
国目標(地球温 暖化対策計画)	増減率	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-3.1%	-7.2%	-8.4%	-6.1%	-4.6%	-7.1%	-5.0%	

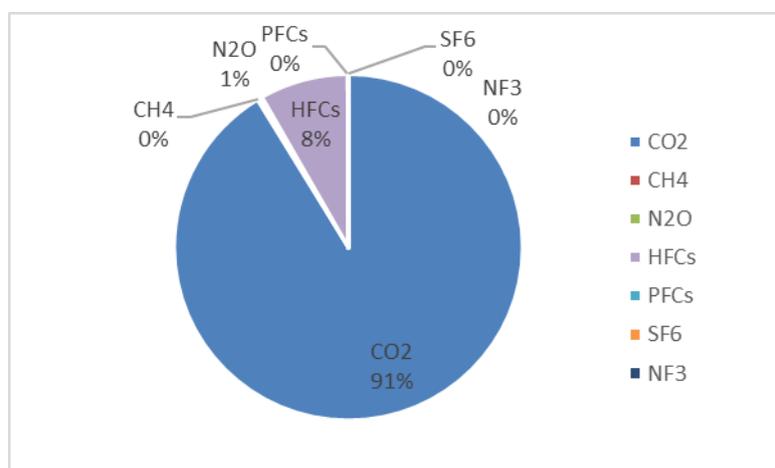


図 令和2（2020）年度の温室効果ガス排出量の内訳

【出典】オール東京62市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」

② 二酸化炭素排出量の動向

市域の二酸化炭素排出量に占める割合が高いのは、市民の日常生活、事業者の活動に当たる民生部門（業務）及び民生部門（家庭）からの排出であり、全体の3/4を占めています。

二酸化炭素排出量は、購入電力、ガス、ガソリンなどのエネルギー消費量に、エネルギー源ごとの二酸化炭素排出係数を乗じて算出されます。このうち購入電力の二酸化炭素排出係数は、発電の方法により異なるため、再生可能エネルギーの活用状況などにより変動します。

二酸化炭素排出量の多い平成14～15（2002～2003）年度、平成23～24（2011～2012）年度は、購入電力の二酸化炭素排出係数の数値が大きくなった時期に当たります。

東日本大震災の翌年に当たる平成24（2012）年度以降は、二酸化炭素排出量は減少傾向にあり、震災以降、省エネルギーの取り組みが進んだことが背景にあると考えられます。

平成28（2016）年度から平成30（2018）年度にかけての微増は、夏の猛暑や厳冬による空調機器の使用増加が一因と考えられます。

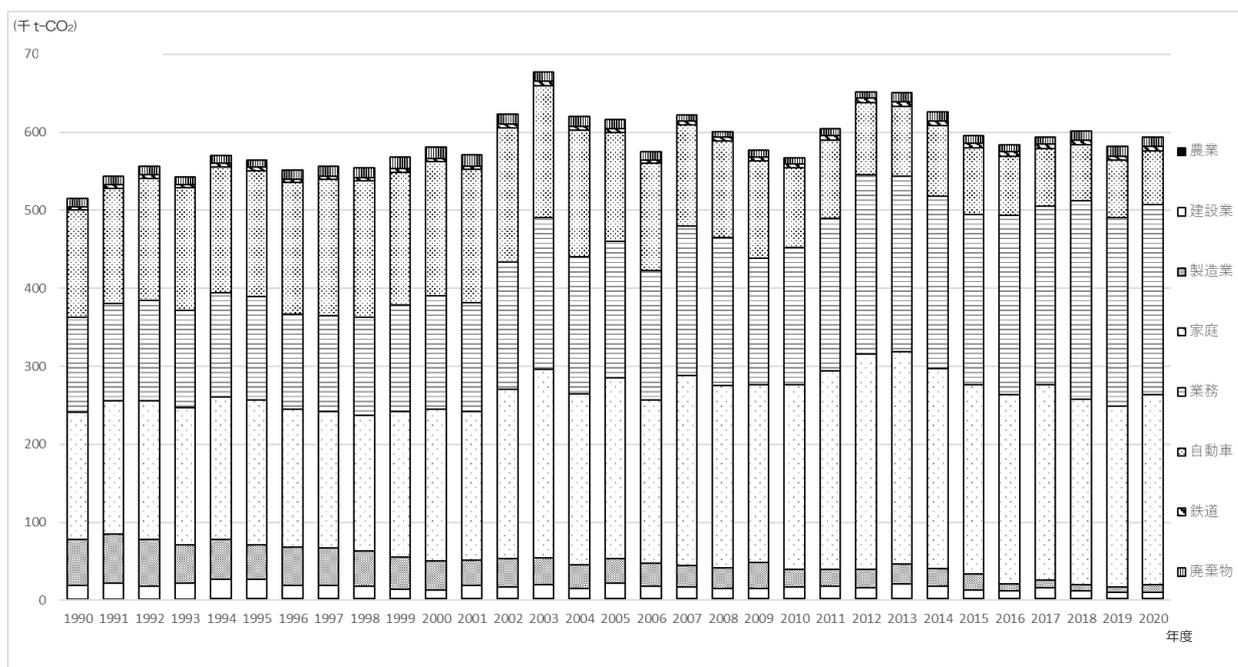


図 三鷹市における部門別二酸化炭素排出量の推移 【出典】東京都提供資料

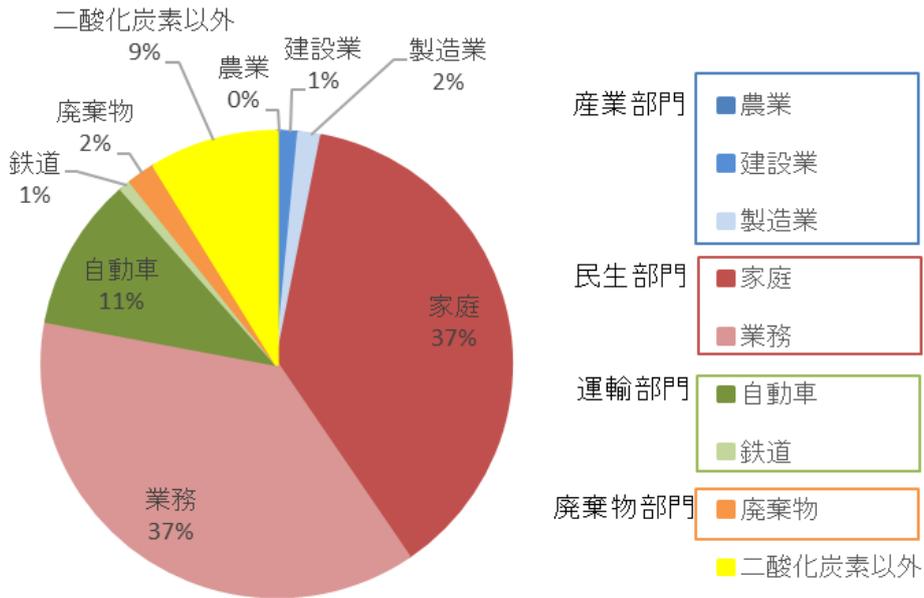


図 三鷹市における令和2（2020）年度の二酸化炭素排出量の部門別割合
【出典】東京都提供資料

③ 部門別の二酸化炭素排出量

国の地球温暖化対策計画の削減目標の基準となっている平成25（2013）年度以降の三鷹市の部門別二酸化炭素排出量を見ると、民生部門（業務）及び廃棄物部門を除き減少しています。

二酸化炭素排出量に占める割合の高い民生部門（家庭）におけるエネルギー消費に着目すると、世帯当たりのエネルギー消費量は減少傾向にあり、家庭における省エネルギー行動や設備機器の高効率化が進んだことが背景にあると考えられます。

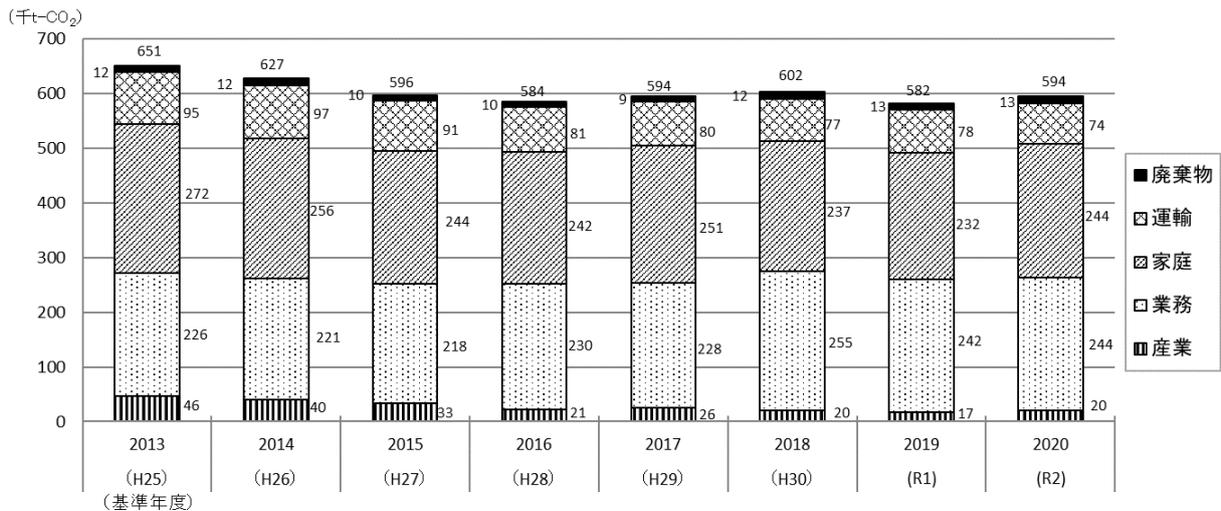


表 平成25（2013）年度以降の部門別二酸化炭素排出量の推移 【出典】東京都提供資料

4-2 三鷹市全域の将来排出量

(1) 推計条件

① 推計の方法

オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」の令和2(2020)年度までの温室効果ガス排出量データを用い、将来推計を行いました。

追加的な対策を見込まないと仮定して、排出量の変動に影響する人口、製造品出荷額などの要因の変動についての予測を行い、その値から将来の温室効果ガス排出量を推計しました。

推計の期間は、令和3(2021)年度から、国、東京都が温室効果ガスの削減目標を設定している令和12(2030)年度までを対象としました。

<将来推計の考え方>

将来の二酸化炭素排出量

$$= \text{現状のエネルギー消費原単位} \times \text{将来の活動量} \times \text{二酸化炭素排出係数}$$

令和元(2019)年度のエネルギー消費原単位を使用

令和元(2019)年度から令和12(2030)年度の間の変動予測を反映

令和元(2019)年度の二酸化炭素排出係数を使用

② 将来人口・世帯数

国立社会保障・人口問題研究所のデータ(平成30年3月公表)による令和12(2030)年度までの人口推計値に基づき、以下のとおりとしています。

表 人口実績値・推計値

	平成27年度 (2015年)	令和2年度 (2020年)	令和7年度 (2025年)	令和12年度 (2030年)
人口[人]	186,936	188,461	193,800	195,364
世帯数	90,226	94,293	95,922	96,932
世帯数[人/世帯]	2.07	2.03	2.02	2.02

※2015年、2020年は実績値

(2) 推計結果

市全域の温室効果ガス排出量は、計画の最終年度である令和 12 (2030) 年度において、640 千 t-CO₂ と予測されます。

令和 3 (2021) 年度以降、追加的な温室効果ガス (CO₂) 削減対策を行わない場合 (現状すう勢)、平成 25 (2013) 年度比で 6.6% 減少する見込みです。

全体的に減少傾向となっている主な要因は、平成 23 (2011) 年の東日本大震災以降の節電の意識が高まったことを受けて平成 24 (2012) 年以降から減少傾向に転じている結果が推計値に反映されているものと考えられます。

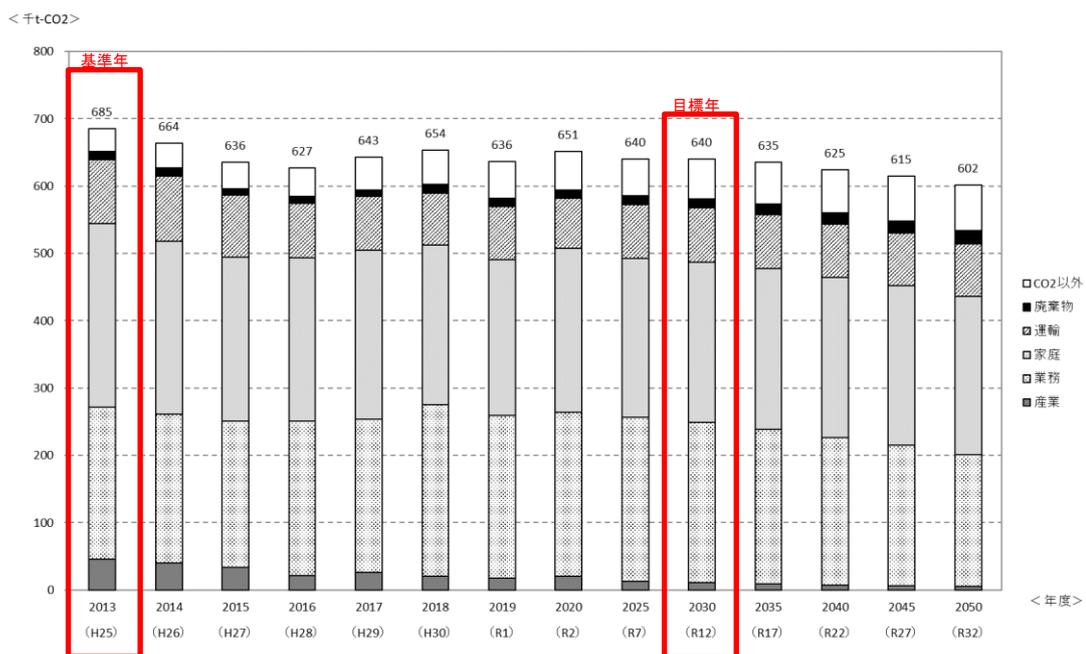


図 三鷹市全域の部門別温室効果ガス排出量グラフ (何もしなかった場合の推計値)

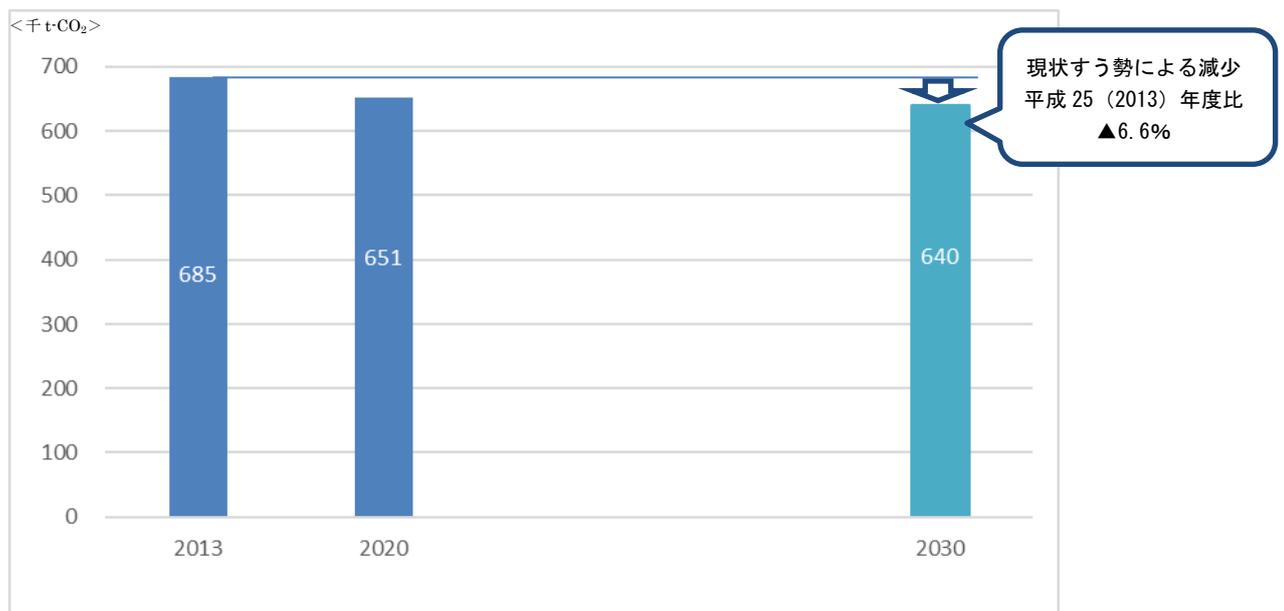


図 将来推計

表 部門別将来推計

	現状			将来推計（現状すう勢）			
	平成25年度 （2013年度）	令和元年度 （2019年度）	令和2年度 （2020年度）	令和12年度 （2030年度）		令和32年度 （2050年度）	
	排出量	排出量	排出量	排出量	基準年度比	排出量	基準年度比
	（千t-CO ₂ ）	（千t-CO ₂ ）	（千t-CO ₂ ）	（千t-CO ₂ ）	（%）	（千t-CO ₂ ）	（%）
産業部門	46	17	20	11	-76.2	5	-88.6
民生部門（業務）	226	242	244	238	5.5	196	-13.2
民生部門（家庭）	272	232	244	238	-12.4	235	-13.5
運輸部門	95	78	74	80	-16.2	78	-18.7
廃棄物部門	12	13	13	14	17.4	20	67.7
CO ₂ 以外	34	54	57	59	73.7	68	102.2
合計	685	636	651	640	-6.6	602	-12.1

部門別にみると、民生部門（業務）・民生部門（家庭）からの排出量が大きな割合を占めていますが、民生部門（家庭）の排出量が減少傾向となっています。一方で、民生部門（業務）の排出量は平成25（2013）年より増加した現状のまま概ね横ばいの傾向が見られ、民生部門（業務）の節電による温室効果ガス削減が最も大きな課題といえます。また割合は少ないですが、廃棄物部門は増加を続ける傾向がみられます。

民生部門（家庭）の排出量減少傾向については、人口推計結果より人口が増加しているものの、下記の図「世帯当たりの家庭の電力使用量」に示すように、民生部門（家庭）における電力使用量が減少傾向にあることが要因と考えられます。

市の将来人口は増加傾向にあるため、一世帯当たりの電気使用量は平成24（2012）年以降減少傾向ではありますが、国や都の高い削減目標と整合性を取りながら計画を進めていくためにも、引き続きエネルギー使用量の抑制が必要となってきます。

市では、将来的な再生可能エネルギー等の技術革新を見据えた上で、省エネ型のライフスタイルを定着させ、脱炭素社会にふさわしい環境負荷の低い暮らし・事業活動の基礎を築いていくことが重要と考えられます。

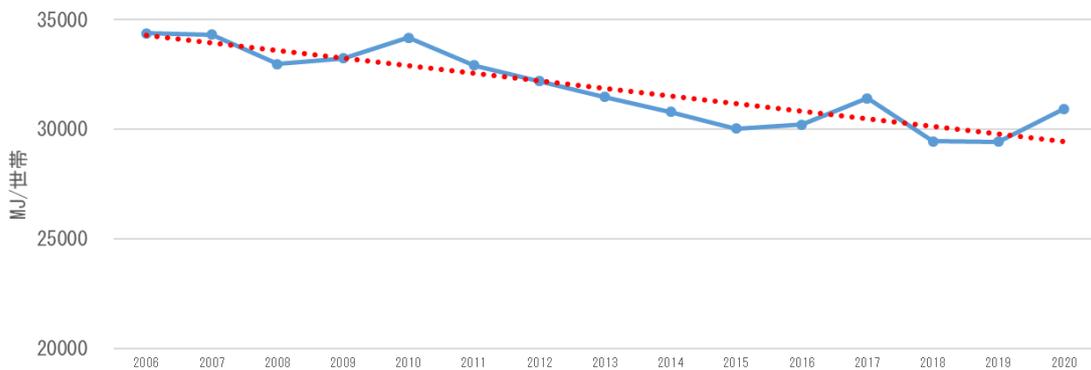


図 世帯あたりの家庭の電力使用量

4-3 削減目標

(1) 区域施策編における削減の目標

三鷹市の区域施策編で定める計画全体の総量削減目標は国の地球温暖化対策計画や先進事例を踏まえて下表のとおり設定します。

設定にあたっては、国が気候サミット（2021）を踏まえ、令和12（2030）年度に温室効果ガスを平成25（2013）年度から46%削減することを目指し、更に、50%の高みに向けて挑戦を続けることを表明したことを受け、三鷹市でも50%削減に向けて徹底した省エネルギーや再生可能エネルギーへの転換を進める上で様々な課題を克服するため、積極的に高い目標を設定していきます。

基準年度：平成25（2013）年度
計画期間：令和5～12（2019～2030）年度
目標：50%削減

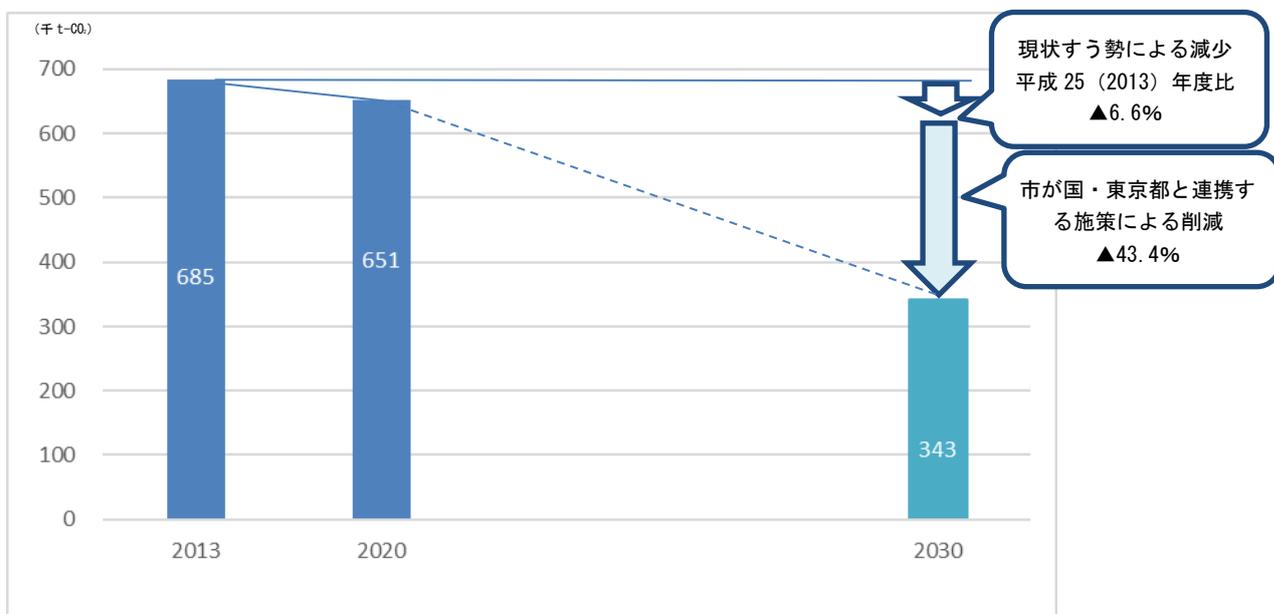


図 削減目標

三鷹市の温室効果ガスの排出量は、今後追加的な対策を行わない場合は（現状すう勢）、平成25（2013）年度比で6.6%（約45千t-CO₂）減少する見込みです。目標の達成に向け、市が国や東京都の施策と連携して、市民・事業者と共に対策に意欲的に取り組むことにより、さらに43.4%（約297千t-CO₂）の削減をすることが必要です。目標達成に向けて、以降に掲げる施策を進めていきます。

各部門の削減目標は「2030年度におけるエネルギー需給の見通し（令和3年9月資源エネルギー庁）」を基に検討しています。

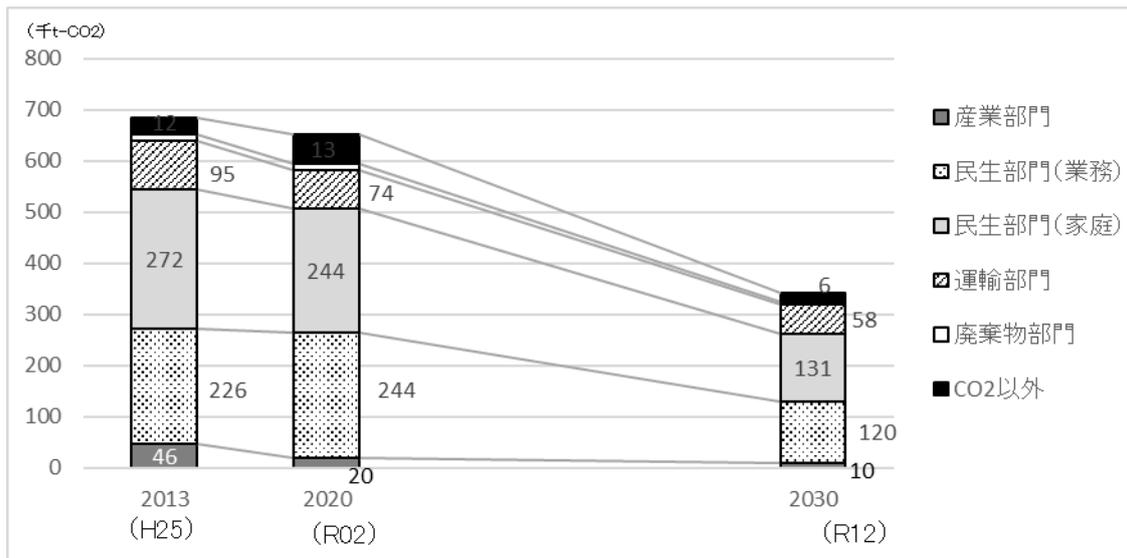


図 部門別削減目標

表 部門別削減目標一覧

単位:千 t-CO₂

	平 25 (2013) 年度	令 2 (2020) 年度	令 12 (2030) 年度	平 25 (2013) 年度比	目標達成に向けて 取り組む主な施策
産業部門	46	20	10	▲78%	・省エネ性の高い設備機器や再エネの導入促進 ・徹底したエネルギーマネジメントなど
民生部門(業務)	226	244	120	▲47%	・ZEB 化等の建築物の脱炭素化推進 ・中小事業者の脱炭素経営の推進など
民生部門(家庭)	272	244	131	▲52%	・ZEH 化等の住宅の脱炭素化推進 ・ライフスタイルの脱炭素化推進
運輸部門	95	74	58	▲39%	・環境性能の高い小型 EV 車両等の導入推進 ・EV 充電設備のインフラの整備推進など
廃棄物部門	12	13	6	▲50%	・廃棄物の削減など
CO ₂ 以外	34	57	18	▲47%	・エアコン等機器の更新など
合 計	685	651	343	▲50%	

三鷹市は、民生部門（業務）と民生部門（家庭）の割合が高いことから、特にこれらの部門において、二酸化炭素排出量を削減する必要があります。

民生部門（家庭）においては、現在、削減が進んでいるため、今後は民生部門（業務）についてより積極的な対策が必要だと考えられます。

本推計において、電気の排出係数による変動は本計画に大きく影響を与えますが、国の長期エネルギー需給の見通し及び地球温暖化対策計画の中では、令和 12（2030）年度における電気の排出係数は 0.37kg-CO₂/kwh になることを想定しています。今後の社会情勢

等の動向を見極めながら、見直しが必要となるため、必要が生じた場合には目標の見直しを図ることとします。

なお、CO₂以外の温室効果ガスの排出量については、ハイドロフルオロカーボン類（エアコンや冷蔵庫等の冷媒として使用され、CO₂と比較して最大で1万倍以上の強力な温室効果を保有。）の使用量の増加に伴い、排出量も増加傾向にあることから、令和12（2030）年度までに73.7%の増加が見込まれます。そのため、主にエアコン等機器の使用時におけるフロン類の漏えいを抑制する必要があることから、平成27年4月に施行された、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」（平成13年法律第64号。以下「フロン排出抑制法」という。）に基づく適正な管理に関する周知等を行い、更なる排出量抑制を図っていきます。

また、三鷹市においても、国や東京都が掲げる2050年までに温室効果ガスの排出実質ゼロ[※]に貢献していくことを目標とし、2022年12月1日に「三鷹市ゼロカーボンシティ」を宣言しました。今後、更なる省エネルギーと再生可能エネルギーの利用促進を進めるとともに、新たな技術革新等を取り入れ、市民・事業者・市が協力して二酸化炭素排出量の削減を進めます。

※排出実質ゼロ：二酸化炭素などの温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と、森林等の吸収源による除去量との間の均衡を達成すること

4-4 温室効果ガス排出削減等に関する対策・施策

(1) ゼロカーボンに向けた基本方針

ゼロカーボンに向けた基本方針として、『エネルギーを【減らす】』『エネルギーを【創る】』『エネルギーを【賢く使う】』『持続可能なまちづくりに【活かす】』の4つの実現を掲げます。

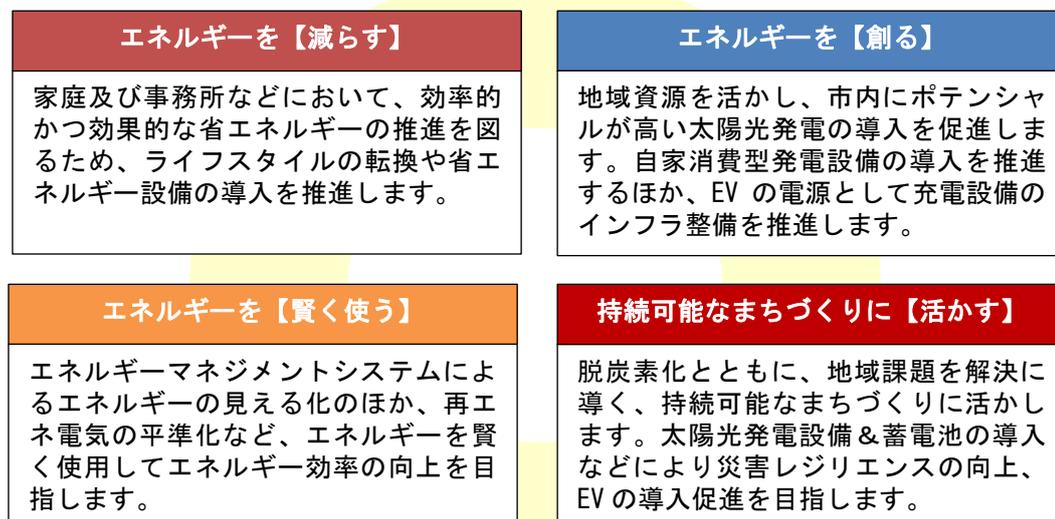


図 ゼロカーボンに向けた基本方針

中期（2030年度まで）

家庭及び事務所などへの効率的かつ効果的な省エネ設備の導入促進とライフスタイルの転換を図るための普及啓発を推進します。

市内における最大限の再エネ導入促進を図るため、公共施設のほか、民間施設、住宅への太陽光発電の導入促進を図ります。また、太陽光発電&蓄電池の普及促進による災害レジリエンスの向上や、EVの導入促進による交通部門の脱炭素化を目指します。

エネルギー需要に対して、再エネ導入ポテンシャルが少ないことが、本市の課題であることから、地域間連携により、市外からの再エネ調達等の仕組みなどを検討します。

長期（2050年度まで）

中期までの計画達成状況により、計画内容の見直しを図るとともにゼロカーボンに向けて着実に取り組みを推進します。AIやIoT等の情報技術の活用や、新たな革新的脱炭素技術の積極的な導入を検討します。

市が主体となって民間活力と連携して、脱炭素化とともに地域に有益な事業につなげていくことで、「持続可能なまちづくり」を実現します。

(2) 区域の各部門・分野での対策とそのための施策

市は、公共施設への省エネルギー設備の導入や公共交通機関へのクリーンエネルギー自動車の導入を推進するとともに、新エネルギー（再生可能エネルギー）設備の導入の促進（助成制度）、省エネルギー活動を推進する人材の育成、高効率給湯器の導入の促進（助成制度）等、第4次三鷹市基本計画（第2次改定）に位置づける施策を展開します。また、市民、事業者が温室効果ガス排出を抑制するための意識啓発と環境活動の支援を行っていきます。

① 市民・事業者の省エネ行動の支援

主な取り組み	取り組み内容
環境学習・環境活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・「みたか環境活動推進会議」との協働により、市民のニーズや環境意識の高揚、将来を担う子どもたちへの環境教育につながる情報発信や講座等を実施します。 ・環境活動を体系的に学習できる講座の開設や、様々な学習メニューの提供を行うとともに、イベントやフィールドワークによる体験学習の機会を提供します。 ・広報紙やホームページによる啓発情報を充実するとともに、講座等の実施にあたっては、みたか地域ポイントの活用など、より参加しやすい環境づくりを進めます。
三鷹市環境基金を活用した環境活動の普及・啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・三鷹市環境基金を活用し、市民、NPO、事業者等が高環境の創出をめざして行う先導的な環境活動に対して顕彰を行います。 ・三鷹市環境基金を活用し、市民、NPO等が実施する環境活動の支援を行います。
省エネルギー活動を推進する人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化対策としての省エネルギー活動等の普及のため、省エネルギー活動に興味のある市民を対象に、市が講習会を実施し、省エネルギーのノウハウを習得した市民が家庭や地域において、市と協働して普及啓発活動を行う人材を育成します。
新エネ・省エネ機器の導入支援等	<ul style="list-style-type: none"> ・新エネルギー（再生可能エネルギー）・省エネルギー設備の導入に係る経費を助成します。 ・住宅・建築物の断熱改修工事に係る経費を助成します。 ・国や東京都の再生可能エネルギー等に関する補助制度の情報を提供していきます。 ・三鷹市環境配慮制度に基づく太陽光発電設備等の設置を誘導します。
地産地消の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・農家の直接販売事業を支援します。 ・運搬に係るエネルギー消費が少ない市内産農産物の活用を図ります。 ・学校給食での市内産農産物の利用促進を図ります。

② 環境にやさしい交通環境の構築

主な取り組み	取り組み内容
みたかバスネットの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・「コミュニティバス事業基本方針」に基づき、路線バスと補完交通としてのコミュニティバスの役割分担を踏まえ、地域特性に合わせたコミュニティバスの運行を進めます。 ・小型EV車両（グリーンスローモビリティ）を活用したコミュニティ交通の実証運行を行い、環境にも配慮した公共交通のあり方を研究します。
歩道・自転車走行空間のネットワーク化の検討及び整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車利用から、温室効果ガス排出がより少ない公共交通機関や自転車への移行を促進するため、公共交通機関に関する情報の提供や自転車道の維持管理など、利用しやすい環境づくりを進めます。 ・東京都、三鷹市、府中市、調布市、小金井市、武蔵野市、西東京市、狛江市による「自転車走行空間に関する協議会」で、シンボルカラーやサイン等の統一を図ることやネットワーク化の研究に取り組んでいます。
クリーンエネルギー自動車等の導入促進	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通機関へのクリーンエネルギー自動車等の導入を促進します。 ・環境負荷の少ない公共交通機関の普及に努めます。 ・電気自動車（EV）等次世代交通の普及に努めます。 ・カーシェアリング等の普及浸透による自家用車総量抑制に向けた取り組みを検討します。
環境にやさしい道づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・生活環境に配慮した舗装の整備を行います。 ・街路樹・植栽の整備を行います。

③ 循環型社会への対応

主な取り組み	取り組み内容
過剰包装・使い捨て商品の抑制	<ul style="list-style-type: none"> ・過剰包装・使い捨て商品の抑制、レジ袋削減に努めていきます。 ・使い捨て商品の生産・販売の抑制、リターナブル容器や詰め替え製品の普及、排出された後も、生産者が引き取り、リサイクルすること等を要請していきます。 ・「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の施行を踏まえ、製品プラスチック資源化の推進に取り組んでいきます。
事業系ごみの減量・資源化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の大規模事業所に対して減量計画書の届出を求めごみの減量、資源化を行っていきます。
食品ロス対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・食品ロスの削減を促進するため、市民一人ひとりが自分事と考え、行動を進められるよう情報提供や啓発活動を進めるとともにフードバンクみたかと連携し、フードドライブを推進します。
環境に配慮した建設事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・再生資材等の活用を促進します。 ・建設廃棄物の抑制及び再利用を推進します。

循環型社会への啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済のあり方を見直し、廃棄物の発生抑制と適正な資源循環を促すことにより、循環型社会を形成することで天然資源やエネルギー消費の抑制を図ります。
-----------	--

④ 緑を活かしたまちづくりの推進

主な取り組み	取り組み内容
公共施設等の緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設の屋上や壁面等の緑化を積極的に行い、屋内の温度上昇抑制を通じた省エネ化を推進します。 ・小・中学校には、地域の拠点となるよう緑化を推進していきます。
民有地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・市民、事業者との協働で取り組む民有地の緑化を推進し、屋内の温度上昇抑制を通じた省エネ化を推進します。 ・緑化基準に基づき、開発事業や施設の建設等における緑化の指導を行っていきます。 ・開発事業における緑化基準を超える緑化に対する支援を図ります。 ・接道部緑化助成の拡充や屋上・壁面緑化に対する助成支援の検討等、民有地の緑化に対する支援の充実を図っていきます。 ・事業所等の緑化を働きかけ、緑の協定を結んでいきます。
自然緑地の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・市民緑地制度の活用を検討するとともに、ボランティアやNPO等が行う市民参加による緑地の保全・管理を進めていきます。 ・環境に配慮した地区計画等により、地域のまちづくりと連携しながら緑地の保全を図っていきます。 ・質の高い自然緑地については、計画的に公有化を図り、恒久的な保全に努めます。
農地の保全と活用	<ul style="list-style-type: none"> ・農作物の生産、ヒートアイランド現象の緩和、震災時の一時避難場所等、多機能を持つ貴重な緑であるため、「三鷹市農業振興計画 2022」に基づき農地の保全と活用を進めていきます。
緑のリサイクル	<ul style="list-style-type: none"> ・落ち葉や剪定枝等の堆肥化と堆肥利用に努めます。
生物多様性に配慮した空間の保全・再生	<ul style="list-style-type: none"> ・公園等を整備する際には、自然の生態系に配慮していきます。 ・在来種の植物による緑化や雑木林の適正な管理等、自然の生態系の維持に努めていきます。 ・公園や学校等の身近な施設にビオトープの整備を市民参加により行っていきます。 ・道路や公園等の公共施設の緑化には、花や実のなる樹木や草花を植栽し、多様な緑を形成していきます。 ・民間の大規模施設の建設に併せて、緑の保全、回復及び創出を図っていきます。

⑤ 脱炭素社会の実現

主な取り組み	取り組み内容
開発事業の脱炭素化	<ul style="list-style-type: none"> ・エネルギーの創・蓄・省を備えた住宅・建築物を建築するゼロエネルギータウン開発事業を奨励し、脱炭素型まちづくりを推進します。
事業者のカーボンニュートラルへの支援	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業等産業活性化などに伴うカーボンニュートラルへの対応を支援します。
地域間連携	<ul style="list-style-type: none"> ・地域外の再エネ電気を調達する仕組みの検討
ゼロカーボンシティの視点を持った計画策定	<ul style="list-style-type: none"> ・立地適正化計画等の策定にあたっては、公共施設の再整備や都市機能の集約、公共交通の利用促進、ウォークラブルな空間形成などゼロカーボンシティの実現に資する視点を含めます。
「エネルギーコスト・マネジメント」の研究・推進	<ul style="list-style-type: none"> ・コスト削減の観点に基づく省エネ対策等を検討していきます。 ・公共施設の維持管理や新たな施設の建設に際し、環境への配慮及びエネルギーの有効活用を図り公共施設の管理適正化を進めます。 ・行政自ら効果的なエネルギー利用を率先して行うことによって、環境への負荷の少ないまちづくりを推進します。

(3) 市民・事業者の主体的な行動

目標の達成に向けては、市全域から排出される温室効果ガス排出量の8割を占める民生部門（家庭）及び民生部門（業務）における排出量の抑制が非常に重要となります。

したがって、市民及び事業者において省エネ型のライフスタイル・省エネ型の事業活動の一層の浸透を図ることにより、温室効果ガスの排出削減を進めることとし、その具体的な取り組みについて事例等を紹介します。

①市民（家庭）の主な取り組み

各家庭に普及している家電等の機器製品について、日々の生活の中で、比較的取り組みやすい省エネ対策の事例を紹介します。

ア) リビングルーム

エリア	具体的な取り組み	年間削減効果
エアコン ・ テレビ	冷房時の室温は 28℃を目安にする（エアコン）	14.8 kg-CO ₂
	暖房時の室温は 20℃を目安にする（エアコン）	26.0 kg-CO ₂
	冷房時のエアコンの使用時間を 1日 1時間減らす	9.2 kg-CO ₂
	暖房時のエアコンの使用時間を 1日 1時間減らす	19.9 kg-CO ₂
	電気カーペットは必要最低限の部分だけ温める	44.0 kg-CO ₂
	電気カーペットの設定温度は「強」から「中」にする	91.0 kg-CO ₂
	フィルタをこまめに掃除する（月 2 回程度）	15.6 kg-CO ₂
	テレビをつけている時間を 1日 1時間減らす	8.2 kg-CO ₂
	テレビの画面は明るすぎないように設定する	13.3 kg-CO ₂
パソコン ・ 掃除機	部屋を片付けてから掃除機をかける	2.7 kg-CO ₂
	モップや雑巾を使って掃除機をかける時間を減らす	8.0 kg-CO ₂
	パソコン（デスクトップ）を使う時間を 1日 1時間減らす	15.5 kg-CO ₂
	パソコン（ノート）を使う時間を 1日 1時間減らす	2.7 kg-CO ₂
	パソコン（デスクトップ）の電源オプションの見直し	6.2 kg-CO ₂
照明	白熱電球の使用時間を 1日 1時間減らす	9.6 kg-CO ₂
	蛍光灯の使用時間を 1日 1時間減らす	2.2 kg-CO ₂
	LED の使用時間を 1日 1時間減らす	1.4 kg-CO ₂
	白熱電球を LED 電球に交換する	45.0 kg-CO ₂
こたつ編	こたつ布団に上掛けとこたつ敷布団を合わせて使う	15.9 kg-CO ₂
	こたつの設定温度を低めに設定する	24.0 kg-CO ₂

【出典】家庭の省エネハンドブック、令和4年3月、東京都

イ) キッチン・水回り

エリア	具体的な取り組み	年間削減効果
キッチン	冷蔵庫は壁から適切な間隔で設置する	22.1 kg-CO ₂
	冷蔵庫は季節に合わせて設定温度を調節する	30.2 kg-CO ₂
	冷蔵庫にはものを詰め込まない	21.4 kg-CO ₂
	冷蔵庫は無駄な開閉をしない	5.1 kg-CO ₂
	冷蔵庫を開けている時間を短くする	3.0 kg-CO ₂
	電気ポットの長時間保温はしない	52.6 kg-CO ₂
	炎が鍋底からはみ出ないようにする	5.2 kg-CO ₂
	炊飯器の長時間保温はせず、使わないときはプラグを抜く	22.4 kg-CO ₂
	食器を洗うときは低温に設定する	19.1 kg-CO ₂
バス ・ トイレ ・ 洗面所	こまめにシャワーを止める	30.7 kg-CO ₂
	お風呂は間隔をあけずに続けて入る	82.9 kg-CO ₂
	洗濯物はまとめて洗う	14.1 kg-CO ₂
	衣類乾燥機はまとめて使い、回数を減らす	20.5 kg-CO ₂
	衣類乾燥機は、自然乾燥と併用して使う	193.0 kg-CO ₂
	歯磨き中、水の流しっぱなしをやめる	2.6 kg-CO ₂
	使わない時は、電気便座のふたを閉める	17.1 kg-CO ₂
	電気便座の設定温度を低くする	12.9 kg-CO ₂
	温水洗浄便座の洗浄温水の温度を低くする	6.7 kg-CO ₂

【出典】家庭の省エネハンドブック、令和4年3月、東京都

仮に、上記の取り組みを市民（家庭）において取り組まれた場合、年間 0.9368t-CO₂ の削減効果を一世帯で生み出します。令和 12（2030）年度における世帯数は 93,940 世帯と予測されるため、以下のような概算の削減効果が期待できます。

- すべての世帯で実施された場合：0.9368×93,940=88.0 千 t-CO₂
（平成 25 年度（2013 年度）民生部門（家庭）に比べて 32.4%削減）
- 75%の世帯で実施された場合：0.9368×70,455=66.0 千 t-CO₂
（平成 25 年度（2013 年度）民生部門（家庭）に比べて 24.3%削減）
- 50%の世帯で実施された場合：0.9368×46,970=44.0 千 t-CO₂
（平成 25 年度（2013 年度）民生部門（家庭）に比べて 16.2%削減）

そのため、市民（家庭）での取り組みも温室効果ガス削減にあたっては、とても重要な役割を担ってることがわかります。近年では電化製品の高効率化が進んでいるため、エアコンや照明、冷蔵庫、給湯器等の買い替えによっても省エネ対策は進むものと考えられます。

② 事業者（業務）の主な取り組み

中小事業所において取り組みやすい省エネ対策の事例を紹介します。中小事業所における取り組みの削減量は、家庭に比べて、事業所の大きい小さいといった規模により CO₂ 削減量が異なるため、削減率で表します。なお、東京都産業労働局では「エネルギー最適化プロジェクト」として具体的な簡易診断ツール等もインターネット上で配布しており、簡易試算が可能です。

(※参考 URL : <http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/businesses/chuning.html>)

以下の事例は、「設備の最適化のススメ（東京都環境局 平成 30 年 3 月）」に示された実際の建物における測定値を基に算出した取り組み事例です。

建物概要	設備	主な実施対策	内容	年間削減率
事務所ビル (テナント) 約 6,000 m ²	空調	空調運転開始時の外気導入の停止	外気処理空調機の運転時間を 4 時間/日短縮	4.0%
	換気	屋内駐車場の換気量の抑制	給排気ファンの運転時間を 8 時間/日短縮	3.3%
	空調	空調運転時間の適正化	空調機の運転開始時間を 2.5 時間/日短縮	0.1%
事務所ビル (テナント) 約 14,000 m ²	換気	屋内駐車場の換気量の抑制	給排気ファン運転時間を 15 時間/日短縮	6.8%
	空調	共用部の設定温度の緩和、停止	室温を 1℃緩和し、運転時間を 3.5 時間/日短縮	0.4%
	換気	全熱交換機の適正な運用	全熱交換機の運転モードを自動換気に固定	0.4%
事務所ビル (テナント) 約 25,000 m ²	照明	照度の適正化	執務室（2フロア）の照度を 700lx から 500lx に変更	1.0%
	換気	倉庫等の換気量の制限	給排気ファンの運転時間を 14 時間/日短縮	0.2%
	空調	室内温度の適正化	執務室の室温を 1℃緩和し、ルールを掲示	0.1%
	空調	空調の範囲、オン・オフのルールを明確化		
事務所ビル 約 4,000 m ²	コンセント	冬期以外の便座ヒーターの停止等	便座ヒーター 27 台を冬期以外停止	0.7%
	照明	ランプの定期交換時に LED に更新	蛍光型ダウンライト 34 灯を LED32 灯に更新	0.3%
	給湯	給湯時間・範囲の制限	給湯器 8 台を土曜日に停止	0.2%
文化施設 約 17,000 m ²	空調	電気室、機械室の室温の適正化	電気室の室温管理方法を変更	0.7%
	空調	空調設備のフィンコイル、フィルタの清掃	チラーフィンコイルを洗浄	0.4%
	照明	始業時間前の点灯範囲の制限	床清掃時に半数の照明を消灯	0.2%

【出典】設備の最適化のススメ、平成 30 年 3 月、東京都環境局

中小事業所の省エネ対策として特に運用しながら改善していくチューニング項目は、「一般管理」、「空調（個別）」、「空調（セントラル）」、「空調（共通）」、「換気」、「照明」、「給排水・衛生・給湯」といった業種によらない共通項目が60項目、業種別（事務所、ホテル、学校、病院、商業等）の10項目があり、建物に応じた対策の検討が必要となります。簡易診断ツールの活用や省エネ診断の受診等を行いながら、CO₂削減への具体的な取り組みを実施していくことが重要となります。

また、ZEB化等の建築物の脱炭素化も普及が進んでいます。ZEBとはNet Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略称で、快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のことです。

建物の中では人が活動しているため、エネルギー消費量を完全にゼロにすることはできませんが、省エネによって使うエネルギーをへらし、創エネによって使う分のエネルギーをつくることで、エネルギー消費量を正味（ネット）でゼロにすることができます。業務部門でのCO₂排出量を削減するため、このような取り組みを実施していくことも重要です。

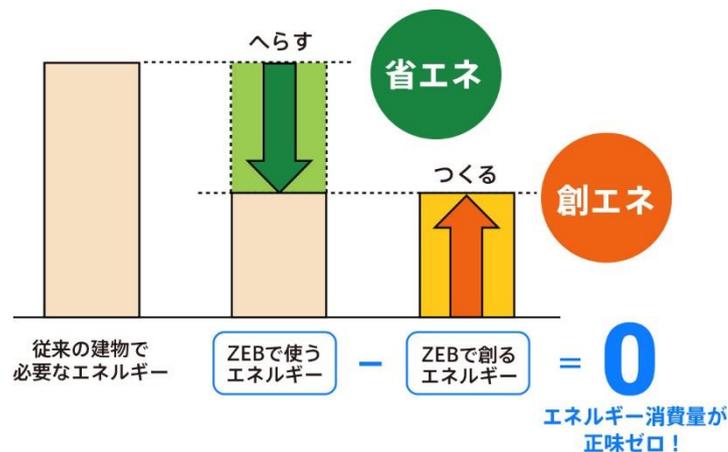


図 ZEB の概念

【出典】環境省 HP <https://www.env.go.jp/earth/zeb/index.html>

(4) 国・都の施策と連動した事業者等対策の推進

国においては、経済産業省による「エネルギー使用合理化等事業者支援事業（省エネルギー投資促進に向けた支援補助金）」や、環境省による「ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）実証事業」等のように、事業所ビルにおける設備導入による建築物の省エネルギー化を推進する施策が展開されています。また、CO₂削減ポテンシャル診断事業、工場・事業場における先導的な脱炭素化取組推進事業（SHIFT 事業）等の事業所ビルのエネルギー消費実態を明らかにする事業に対して、補助を行っています。

東京都においては、地球温暖化対策報告書制度やエネルギー最適化プロジェクト等、中小事業者等におけるエネルギー消費の算定・公表を促進する制度が運用されています。また、無料で省エネルギー診断の実施や省エネコンサルティングを進めたり、省エネ・再エネ等に係るワンストップ相談窓口を設ける等、国と同様に建築物の省エネルギー化に係る実態調査を支援しています。

市においては、これら国や都の先進的な施策の取り組みを活用し、密な連携を図るとともに、特に中小事業者を中心とする市内事業者が、これらの施策や制度に対して有意義に取り組むことのできるよう、情報提供や支援策について検討し、実施していきます。また、国や東京都の施策でカバーできない範囲の省エネルギー対策については、市による独自の支援メニューについて模索していきます。

令和5年度版
中小規模事業者向け

東京都の主な省エネルギー対策支援

省エネ・再エネ等に関するワンストップ相談窓口

無料で専門家に省エネ・再エネ等に関して相談!

省エネ・再エネ等に関するワンストップ相談窓口

ワンストップ相談窓口

省エネ・再エネ等に関するワンストップ相談窓口

ワンストップ相談窓口

省エネ診断

プロの視点で光熱水費削減をアドバイス!

水光熱費削減を促進したい、地球温暖化防止に貢献したい等のニーズがある事業者

東京都の「無料」省エネルギー診断がおススメです!

省エネ診断

お申込み方法

省エネコンサルティング

クール・ネット東京が東京都地球温暖化対策ビジネス事業者を紹介し、ビジネス事業者の専門的強みを活かした個別化に向けたコンサルティングを無料で実施します。

省エネコンサルティング

ゼロエミッション化に向けた省エネ設備導入・運用改善支援事業

中小企業等の必要な省エネ設備導入を推進するため、省エネ設備の導入と運用改善の両方に係る支援の一部を実施します。

対象者

助成対象

上限

省エネ最適化プロジェクト

「エネルギー最適化プロジェクト」

設備の最適化の診断、チューニング対策の取組手帳や削減メニューを整理した事例等を紹介しています。

対象者・減免額・対象期間について<東京都主観局>

省エネ改修効果診断ツール

エネルギー使用量や設備情報を入力することで、設備改修による省エネ効果を簡単に把握できるツールです。

対象者・減免額・対象期間について<東京都主観局>

中小企業者向け省エネ促進税制

設備対象

減免額

対象設備(導入推奨機器)について

東京都中小企業制度融資

詳しくは「東京都産業労働局 金融部 金融課」へお問い合わせください。

TEL:03-5320-4877

設備投資を行う場合等に、活用できる融資メニューがあります。

クール・ネット東京 (東京都地球温暖化防止活動推進センター)

〒163-0810 新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル10階

TEL: 03-5990-5087

地球温暖化対策報告書制度
詳細はコチラ

▶ 中小規模事業者のCO₂排出量と地球温暖化対策の状況を、東京都に報告する制度です。

▶ 「地球温暖化対策報告書」の作成を通じて、地球温暖化対策の進捗の実態を把握し、改善策を講じます。

▶ CO₂排出量や削減率の把握へ!

▶ 削減率の内容は市の公表へ! 温暖化対策への取組のPR!

▶ 削減率の把握や削減率の公表が困難な事業者は、削減率を「不明」とすることも可能!

▶ 削減率の把握や削減率の公表が困難な事業者は、削減率を「不明」とすることも可能!

東京都地球温暖化対策ビジネス事業者を紹介

中小規模事業者の地球温暖化対策への取組をサポートするための「東京都地球温暖化対策ビジネス事業者」をご紹介しています。

▶ 省エネルギー設備(空調設備や照明器具)の導入や運用改善を検討したい

▶ エネルギーマネジメントシステム(BEMS等)の導入を検討したい

▶ 削減率や削減率の把握が難しい事業者

事業者向け研修会等への講師派遣

事業者や区市町村、業界団体が主催する研修会等に無料で省エネの講師を派遣します。

オンラインでの開催も可能です。

▶ 参加者全員にオリジナルテキストを配布

▶ 最新技術を体験できるショールームで研修会等が開催可能

業種別省エネテキスト&アニメで分かる省エネ

業種別省エネテキスト 全31業種

アニメで分かる省エネ 全14種類

様々な省エネ対策を、アニメで分かりやすく紹介しています。

▶ HTT(電力を減らす、測る、蓄める)のススメ(NEW)

お役立ちツール

エネルギー最適化プロジェクト

リフレット「設備の最適化のススメ」

設備の最適化の診断、チューニング対策の取組手帳や削減メニューを整理した事例等を紹介しています。

▶ チューニング対策効果診断ツール

エネルギー使用量や設備情報を入力することで、設備改修による省エネ効果を簡単に把握できるツールです。

省エネ改修効果診断ツール

エネルギー使用量や設備情報を入力することで、設備改修による省エネ効果を簡単に把握できるツールです。

対象者・減免額・対象期間について<東京都主観局>

中小企業者向け省エネ促進税制

設備対象

減免額

対象設備(導入推奨機器)について

東京都中小企業制度融資

詳しくは「東京都産業労働局 金融部 金融課」へお問い合わせください。

TEL:03-5320-4877

設備投資を行う場合等に、活用できる融資メニューがあります。

省エネ改修効果診断ツール

エネルギー使用量や設備情報を入力することで、設備改修による省エネ効果を簡単に把握できるツールです。

対象者・減免額・対象期間について<東京都主観局>

図 東京都による事業者支援メニューの一例



◇新エネルギー・省エネルギー設備設置助成制度の実績◇

平成16（2004）年度から、市民、事業者が、新エネルギー（再生可能エネルギー）・省エネルギー設備を導入する際にかかる経費の一部について、環境基金を活用し助成しています。

平成16年度から令和4（2022）年度までに助成対象となった太陽光発電設備等の最大出力量の合計は約5,297kW（のべ2,138件）（※1）、累積発電量は約54,578,000kWh、これに伴う二酸化炭素累積削減量は約25,061t-CO₂（※2）となります。

※1：過去の実績値から求めた1kWあたりの平均発電量に基づく推計（燃料電池コージェネレーションの発電量を含む）

※2：排出係数：0.441kg-CO₂（R4年度の排出係数（環境省発表））

●新エネルギー（再生可能エネルギー）導入助成による最大出力量の合計と目標値

計画策定時	前期実績値	中期実績値	目標値
平成22年度	平成26年度	令和4年度	令和5年度
917kW	2,860kW	5,297kW	5,717kW

